国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| 本則<br>第2章　人事<br>第1節　採用<br>（期間の定めのない労働契約への転換）<br>第7条の2　特定有期雇用職員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約への転換を希望する場合は、期間の定めのない労働契約に転換するための審査を行うことがある。<br>2　期間の定めのない労働契約に転換するための審査について必要な事項は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務ごとに別に定める。<br>第7条の3　特定有期雇用職員が労働契約法（平成19年法律第128号）（以下「労働契約法」という。）第18条第1項に該当することとなる場合は、第7条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。<br>2　（略）<br>第6節　退職<br>（退職）<br>第16条　特定有期雇用職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、特定有期雇用職員としての身分を失う。<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　第7条の2に規定する審査の結果、期間の定めのない労働契約に転 | 本則<br>第2章　人事<br>第1節　採用<br>（任期の定めのない特定有期雇用職員とするための審査）<br>第7条の2　特定有期雇用職員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない特定有期雇用職員となることを希望する場合は、任期の定めのない特定有期雇用職員とするための審査を行うことがある。<br>2　前項に規定する任期の定めのない特定有期雇用職員とするための審査について必要な事項は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務ごとに別に定める。<br>（期間の定めのない労働契約への転換）<br>第7条の3　特定有期雇用職員が労働契約法（平成19年法律第128号）（以下「労働契約法」という。）第18条第1項（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）が適用される場合を含む。）に該当することとなる場合は、第7条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。<br>2　（略）<br>第6節　退職<br>（退職）<br>第16条　特定有期雇用職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、特定有期雇用職員としての身分を失う。<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　第7条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない特定有期雇用 | |

| | | |
|---|---|---|
| 換しないこととなり、特定有期雇用職員としての労働契約の期間が終了したとき。<br>2　期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員は、第6条に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とし、期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員としての身分を失う。<br>第7節　解雇、降任<br>（解雇）<br>第18条　（略）<br>2・3　（略）<br>4　特定有期雇用職員（期間の定めのない労働契約に転換した特定有期雇用職員を含む。）の従事している特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務に係る外部資金が受入終了又は縮小となったときは、役員会の議を経て、当該特定有期雇用職員を解雇することができる。 | 職員としないこととなり、特定有期雇用職員としての労働契約の期間が終了したとき。<br>2　任期の定めのない特定有期雇用職員となった者及び期間の定めのない労働契約に転換した者は、第6条に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。<br>第7節　解雇、降任<br>（解雇）<br>第18条　（略）<br>2・3　（略）<br>4　特定有期雇用職員（任期の定めのない特定有期雇用職員となった者及び期間の定めのない労働契約に転換した者を含む。）の従事している特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務に係る外部資金が受入終了又は縮小となったときは、役員会の議を経て、当該特定有期雇用職員を解雇することができる。 | |

附　則（平成29年3月3日規則第12号）

この規則は平成29年3月3日から施行する。